

第29回

チューター制度運営協議会事務局長に聞く

新進会員活動委員会委員 伊藤 献 (59期)

東京弁護士会では、司法修習終了後、即時あるいは早期に独立した弁護士等の希望する方に対して、チューター（弁護士）を配置し、弁護士業務上の一般的なアドバイス等を行う「チューター制度」を実施しています。今回は、チューター制度について、チューター制度運営協議会事務局長の高橋太郎会員（56期）にお話をうかがいました。

— まず、「チューター制度」とは何か、簡単にご紹介下さい。

チューター制度は、①司法修習終了後即時に独立した弁護士や、②登録3年未満の早期独立弁護士（既存の事務所に一旦所属しても1年以内に独立開業した弁護士も含まれます）、③登録3年未満の事務所内独立採算弁護士（事務所等から給与を支払われていない弁護士）や、これに準じた会員（及び当会登録を予定している修習生。以下、対象者といいます）に対して、原則として1年間、指導担当の弁護士（以下、チューターといいます）を付与する制度です。

— いわゆる即独や、早期独立、ノキ弁といった会員を対象とした制度のようですが、それ以外の会員でもチューター制度を利用できるのですか。

申込者にチューターを付与するかどうかは審査のうえ、運営協議会で決定しますが、先輩弁護士からの実務を通じた指導、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニングを受けられる環境に乏しいと判断した場合にはできるだけチューターを付与するようにしています。そのような必要性を感じている若手会員（登録3年未満の会員）の方であれば、「これに準じた会員」として、チューター制度を利用できます。まずは、お申し込み頂ければと思います。

— どのような審査が行われるのでしょうか。

基本的には、申込書等に記載して頂いた事項の書面審査と、申込者本人からの聞き取りによります。申込者の承諾なく事務所に問い合わせることなどはありませんし、

チューター付与の事実を公開されることもありませんので、その点をご安心下さい。

— チューターには、どのような弁護士が就くのですか。

チューターは、当会登録の登録5年目から30年目までの弁護士で構成された名簿の中から、運営協議会で決定して付与します。名簿には、いわゆる「兄弁」「姉弁」といわれる世代の少し先輩の弁護士や、副会長経験者をはじめとした経験豊富な弁護士も参加しています。

— どのような指導を受けることができるのでしょうか。

法律事務処理に関する一般事項（法律相談の対応や、依頼者対応、事件処理に対する一般的な心構えや注意点等）のほか、対象者が受任した具体的な事件の処理方法についても、相談して指導を受けることができます。また、事務所経営や独立開業の方法等についても親身に相談に乗ります。

— ご自身もチューターとなって、対象者を指導されていますが、今までどのような質問があり指導をしてきたのか、差し支えない範囲で教えていただけますか。

内容は様々です。委任状や委任契約書の内容をどのようなものにすればよいかということから、初めて国選刑事事件を受任した場合には、その手続きや一般的な事件処理方法、民事事件において内容証明郵便で通知をする際の注意点などから、場合によっては、事務所経営にあたって注意すべき点や知り合いの他士業の方から事件紹介

を受けた場合の注意などについてです。

ただ、あえてすべてを事細かにお教えするのではなく、適当な文献がある場合には、そちらを紹介して、自分で調べてもらったうえで、わからない点のみを聞いてもらうようにすることもあります。なるべく早期に独立した弁護士となるように工夫をしているつもりです。また、専門的な質問については、メーリングリストを紹介したり、あるいは、私から他の弁護士に聞いてみてお伝えしたりしています。

どうしてもお答えできないようなことについては、その旨を伝えています。この場合でも、7、8年目程度の弁護士でもわからなかったり、悩むところであるということを知ってもらうという点で意味があると考えています。

——対象者からは、どんなふうに相談されるのでしょうか。

チューターの方によって対応が異なるようですが、私の場合は、チューターの担当に選任された後、一度は直接会うようにしています。その際に、私自身が事務所から出かけていることも多いので、基本的には、メールで質問をしてもらうようにしています。ただ、どうしても緊急の場合には、事務所宛の電話でお受けしたり、込み入った質問の場合には、私の事務所まで来てもらって、直接話をしたりすることもあります。

この間の利用状況を見ますと、チューター利用開始当初は、質問も多く、1週間に2、3件くらい質問を受けることもあります。多くの方は1か月もすれば落ち着いて、2、3か月後には、徐々に質問をすることもなくなってくるということが多いようです。

——チューター制度が発足した2010年2月から現在（2011年1月時点）までの間で、実際に何件くらいチューター制度が利用されているのでしょうか。

これまでの利用が8件あり、2件は終了していますので、現在は6件のチューター制度利用があります。



高橋会員(左)と聞き手の伊藤委員

### 高橋 太郎 会員 (56期)

2010年2月から東京弁護士会チューター制度運営協議会事務局長。現在、日弁連・若手法曹サポートセンター開業・業務支援PT副座長ほか

——チューター制度を利用するには、どのように申し込みをすればいいのでしょうか。

当会のホームページ（「<http://www.toben.or.jp/>」から「会員サイト」にログインして、「窓口案内」から「会員サポート窓口」の「チューター制度」を選び、「チューター指導等の申込書・同意書」から申込書をダウンロードして、必要事項をご記入の上、当会司法調査課にFAX（03-3581-0865）でお申し込み下さい。または、弁護士会館6階の司法調査課（電話番号03-3581-2207）まで、お気軽にご相談下さい。

——最後にひとことお願いします。

法曹人口の増加に伴い新設したばかりの制度ですが、チューター同士の情報交換等も行い、充実した制度にしていきたいと思います。皆さんのまわりでもチューター制度をご存じない方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介下さい。ご協力よろしく願いいたします。

——本日は、ありがとうございました。

\*チューター制度に関する問い合わせ先  
司法調査課 TEL.03-3581-2207